

# 熊本県公報

第12696号

平成 30 年 2 月 13 日(火)

(毎週 火・金発行)

# 目 次

# 告 示

○喀痰吸引等業務に関する登録喀痰吸引等事業者の登録・・・・・・・・・(高齢者支援	援課) 1
○喀痰吸引等業務に関する登録特定行為事業者の登録・・・・・・・・・・・・・( ""	) 1
○救急病院の認定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(医療政策	
○喀痰吸引等業務に関する登録喀痰吸引等事業者の登録・・・・・・・・・(高齢者支援	援課) 2
○喀痰吸引等業務に関する登録特定行為事業者の登録・・・・・・・・・・・・・・・( ""	) 2
○造成宅地防災区域の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(建	築課) 2
	<i>n</i> ) 3
○道路の区域変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(道路保証	全課) 3
○道路の区域変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	) 3
○道路の区域変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	) 4
公告	
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・・・・・・・・(建	築課) 4
	" ) 4
○農用地利用配分計画の認可申請・・・・・・・・・・・・・・・・(農地・担い手支	援課) 4
登 載 依 頼	
○熊本県行政不服審査会の開催・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(行政不服審	査会) 5
正。誤	
○平成29年11月17日熊本県告示第1007号(道路の供用開始)中・・・・(道路保	全課) 5

#### 告 示

# 熊本県告示第98号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第48条の3第1項の規定により登録喀痰吸引等事業者の登録を行ったので、同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

平成30年2月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称 及び住所	事業所の名称及 び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの 種類
社会福祉法人健成会 熊本市南区御幸 笛田6丁目6番 70号	特別養護老人ホーム みゆき東館 熊本市南区御幸笛 田6丁目6番71 号	431100337平月		地域密着型介護老人福祉施設

# 熊本県告示第99号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)附則第20条第1項の規定により登録特定行為事業者の登録を行ったので、同条第2項において準用する同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

平成30年2月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称 及び住所	事業所の名称及 び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの 種類
社会福祉法人健成会 熊本市南区御幸 笛田6丁目6番 70号	特別養護老人ホーム みゆき東館 熊本市南区御幸笛 田6丁目6番71 号	4 3 1 1 0 0 3 3 7	平成30年2月1日	地域密着型介護老人福祉施設

### 熊本県告示第100号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定により次の とおり救急病院として認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成30年2月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

名 称	所 在	地	認	定期	間
国民健康保険天草市立新和病院	天 草 市 新 和 町 小 宮 地 3	7 地 7 6 3 番	平成30年 平成334		日から 日まで

# 熊本県告示第101号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第48条の3第1項の規定により登録喀痰吸引等事業者の登録を行ったので、同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

平成29年2月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称 及び住所	事業所の名称及 び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの 種類
医療法人初友会 八代市高島町4 218番地	介護老人保健施設 皇寿園 八代市高島町42 18番地	4 3 1 1 0 0 3 3 5	平成30年2 月1日	介護老人保健施設
医療法人初友会 八代市高島町4 218番地	介護老人保健施設 皇寿園 八代市高島町42 18番地	4 3 1 1 0 0 3 3 6	平成30年2 月1日	短期入所療養介護

# 熊本県告示第102号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)附則第20条第1項の規定により登録特定行為事業者の登録を行ったので、同条第2項において準用する同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

平成29年2月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称 及び住所	事業所の名称及 び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの 種類
医療法人初友会 八代市高島町4 218番地	介護老人保健施設 皇寿園 八代市高島町42 18番地	4 3 1 1 0 0 3 3 5	平成30年2 月1日	介護老人保健施設
医療法人初友会 八代市高島町4 218番地	介護老人保健施設 皇寿園 八代市高島町42 18番地	4 3 1 1 0 0 3 3 6	平成30年2 月1日	短期入所療 養介護

# 熊本県告示第103号

宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第20条第1項の規定により造成宅地防災区域を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年2月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 阿弥陀地区(Aブロック)造成宅地防災区域
- 上益城郡御船町大字高木字阿弥陀1683番、1683番地先の道の一部(次の図に示す部分に限る。)
- 2 阿弥陀地区 (Bブロック) 造成宅地防災区域
- 上益城郡御船町大字高木字阿弥陀1606番、1605番、1571番、1571番地 先の道の一部(次の図に示す部分に限る。)
- 3 古閑原地区造成宅地防災区域
- 上益城郡御船町大字高木字古閑原1968番3、1968番3地先の道の一部(次の図に示す部分に限る。)

4 下山神地区(Aブロック)造成宅地防災区域

上益城郡御船町大字御船字下山神657番、658番、659番、660番、658番地先の水の一部(次の図に示す部分に限る。)、651番1地先の道の一部(次の図に示す部分に限る。)

(「次の図」は、省略し、その図面を熊本県土木部建築住宅局建築課及び御船町役場に備え置いて縦覧に供する。)

# 熊本県告示第104号

宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第20条第1項の規定により造成宅地防災区域を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により公示する。 平成30年2月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 火迫地区(その1)造成宅地防災区域

上益城郡益城町大字安永字火迫764番78、764番79、764番80、777番3、777番5、777番6、777番7、764番78地先の道の一部(次の図に示す部分に限る。)

2 火迫地区(その2)造成宅地防災区域

上益城郡益城町大字安永字火迫733番1、733番2、733番3、733番2地先の水の一部(次の図に示す部分に限る。)、733番2地先の道の一部(次の図に示す部分に限る。)

(「次の図」は、省略し、その図面を熊本県土木部建築住宅局建築課及び益城町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 熊本県告示第105号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成30年2月13日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年2月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

		及り色数と及文りも色向す				
道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
一般県道	津留鹿本線	山鹿市鹿本町御宇田字立久保 1732番地先から 山鹿市鹿本町御宇田字陳内	前	3.8 ∼ 29.4	591.7	防安交(改築)
		2051番3地先まで	後	7.5 ~ 31.8	591.7	

2 区域を変更する期日 平成30年2月13日

# 熊本県告示第106号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成30年2月13日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年2月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
一般県道	宮地岳今田線	天草市宮地岳町字上田原 6603番1地先から 同所	前	11. 1 ~ 13. 8	17.8	防安交(改築)
		6602番1地先まで	後	11. 1 ~ 16. 1	17.8	

2 区域を変更する期日 平成30年2月13日

#### 熊本県告示第107号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の 区域を変更する。

その関係図面は、平成30年2月13日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保 全課において一般の縦覧に供する。

平成30年2月13日

能本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域	<b>戈を変更する区間</b>	前後	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
一般国道	443号	園	<ul><li>□ 日 佐 町 大 字 豊 内 字 東</li><li>○ 6 8 6 番 2 地 先 か ら</li></ul>	前	11.5 ~ 11.7	61.3	防安交 (交通 安全)
		同所	703番地先まで	後	11.5 ~ 13.4	61.3	

区域を変更する期日 平成30年2月13日

#### 公 告

#### 熊本県公告第99号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関す る工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成30年2月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積 1 合志市御代志字上野1351番1の一部、同1361番1の一部、同1427番1、 同1427番2及び同1427番3 285.24平方メートル 3,
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名 (名称) 合志市須屋2022番地2 有限会社计不動産

# 熊本県公告第100号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関す る工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。 平成30年2月13日

熊本県知事 蒲 島郁 夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積 菊池郡菊陽町大字久保田字前田1311番2及び同1312番2 457.22平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名 (名称) 熊本市東区長嶺南四丁目11番5号 中島 裕司

#### 熊本県公告第101号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法 律第101号)第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第 3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成30年2月13日から同月26日までの間、熊本県農 林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成30年2月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

農用地利用配分計画の概要 1

賃借権の設定	2等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	貝目惟の成だ寺で支りる上地
農事組合法人走潟	宇土市走潟町	宇土市走潟町字走潟186番2ほか10
中山 ひとみ	宇土市城塚町	宇土市走潟町字走潟219番1

橋本 安人	玉名市岱明町大野下	玉名市岱明町大野下字竹ノ下940番ほ か3筆
農事組合法人上生 城	合志市上生	合志市上生字東畑305番3ほか71筆
農事組合法人楊貴 妃の里しんわ	天草市新和町小宮地	天草市新和町大宮地字宮ノ前4563番 ほか2筆
農事組合法人楊貴 妃の里しんわ	天草市新和町小宮地	天草市新和町大宮地字下釜4854番

2 申請年月日

平成30年2月1日

# 登載依頼

# 熊本県行政不服審査会公告第1号

熊本県行政不服審査会を次のとおり開催します。 平成30年2月13日

熊本県行政不服審査会 会長 出 田 孝 一

1 開催日時

平成30年2月22日(木)

午後4時から午後5時15分まで(予定)

2 会場

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県庁行政棟本館4階 行政不服審査会室

- 3 議事
  - (1) 熊本県行政不服審査会運営要領の改正案について
  - (2)審査会運営上の課題及び留意点について
  - (3)審査請求の状況(非公開)
- 4 傍聴者の定員
  - 5 人
- 5 傍聴手続
  - (1) 傍聴を希望される方は、会議の開会予定時刻までに、当該会議の会場前において 受付のうえ、事務局の指示に従い会場に入室することができます。
  - (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 6 非公開の案件

今回の審議では、「3 議事」のうち、(3)については、「審議会等の会議の公開 に関する指針」第3公開の基準アに該当し、非公開となります。

7 問い合わせ先

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県行政不服審査会事務局(熊本県総務部総務私学局県政情報文書課)

電話番号: 0 9 6 - 3 3 3 - 2 0 6 6

#### 正誤

平成29年11月17日熊本県告示第1007号(道路の供用開始)中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
2	4 0	天草市本渡町本渡字子種水	天草市本渡町字子種水